

令和4年第1回市議会定例会
提出議案の概要

新 座 市

提出議案（合計51件）の内訳

【専決処分の承認を求める案件】 ……1件
予算 1件（令和3年度新座市一般会計補正予算（第11号））

【条例案件】 ……18件
新規 2件（新座市都市高速鉄道12号線建設促進基金条例ほか1件）
一部改正 16件（公平委員会設置条例の一部を改正する条例ほか15件）

【規約変更案件】 ……1件

【予算案件】 ……14件
当初 8件（令和4年度新座市一般会計予算ほか7件）
補正 6件（令和3年度新座市一般会計補正予算（第12号）ほか5件）

【人事案件】 ……16件（新座市公平委員会委員の選任について
ほか15件）

【その他】 ……1件（新座市と所沢市の行政境界に係る道路の管理
に関する協議について）

【専決処分の承認を求める案件】

…… 1 件（予算 1 件）

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 3 年度新座市一般会計補正予算（第 1 1 号））

〔要旨〕

一般会計補正予算の専決処分を令和 3 年 1 2 月 2 7 日にしたので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定によりその承認を求めるもの

〔施策の効果及び影響〕

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業（1 世帯につき 1 0 万円を支給するもの。対象：2 2, 0 0 0 世帯）に対応するため、歳入歳出予算に 2, 3 1 8, 1 3 2 千円を追加したもの

【条例案件】 …… 1 8 件（新規 2 件、一部改正 1 6 件）

議案第 2 号 新座市都市高速鉄道 1 2 号線建設促進基金条例（新規制定）

〔要旨〕

都市高速鉄道 1 2 号線の建設促進に要する経費の財源に充てるための新座市都市高速鉄道 1 2 号線建設促進基金を設置するため提案するもの

〔施行日〕

施行日は、令和 4 年 4 月 1 日とする。

議案第 3 号 新座市立学校施設整備基金条例（新規制定）

〔要旨〕

本市が設置する学校の施設の整備に要する経費の財源に充てるための新座市立学校施設整備基金を設置するため提案するもの

〔条例制定の背景〕

昭和 4 0 年代から 5 0 年代までに建設された学校施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている。施設の整備に要する費用が多額となることから、計画的に改修や改築を行うため、基金を創設することとし、条例を制定するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和 4 年 4 月 1 日とする。

議案第4号 公平委員会設置条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

新座市公平委員会の設置に係る根拠規定を改めるもの

〔条例改正の背景〕

地方公務員法第7条第3項の規定により、人口15万未満の市は、条例で公平委員会を置くものとされており、本市においては当該規定を根拠として新座市公平委員会を設置してきた。

現在の本市の人口は15万以上であり、条例で人事委員会又は公平委員会を置くこととなるが（同条第2項）、本市においては、引き続き新座市公平委員会を設置するものとして、設置に係る根拠規定を改めるものである。

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第5号 新座市個人情報保護条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの
- 2 個人情報の保護に関する法律が一部改正され、併せて行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

1の施行日は公布の日とし、2の施行日は令和4年4月1日とする。

議案第6号 新座市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

- 1 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得に係る在職期間（1年以上）の要件を廃止するもの
- 2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を定めるもの

〔施行日〕

施行日は、令和4年4月1日とする。

議案第7号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合における特別休暇について定めるもの

〔施行日〕

施行日は、令和4年4月1日とする。

**議案第8号 新座市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する
条例**

〔要旨〕

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への職員の派遣を廃止するもの

〔施行日〕

施行日は、令和4年4月1日とする。

**議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
例**

〔要旨〕

平成27年度給与制度の総合的見直しに伴う経過措置について、有効期限を令和4年3月31日として定めるもの

〔条例改正の背景〕

平成27年に行った職員の給与に関する条例の一部改正において、職員の給与について、同年4月1日を施行日として、平成26年の人事院勧告及び埼玉県人事委員会の勧告に準拠して改定した（平均1.95パーセントの引下げ）。

この際、新たな給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員については、経過措置として、その差額を給料として支給することとしていた（現給保障）。

当該経過措置について、令和4年3月31日限りで廃止することとして、有効期限を定めるものである。

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第10号 新座市防災会議条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

- 1 新座市防災会議の委員のうち、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の人数を、現行の2人以内から6人以内に増員するもの
- 2 防災会議の委員である「朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部の消防長」の名称を「埼玉県南西部消防局の消防局長」に改めるもの

〔施行日〕

施行日は、令和4年4月1日とする。

議案第11号 新座市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

消防団員の報酬として出動報酬を定めるとともに、費用弁償について改めるもの

〔条例改正の背景〕

近年、災害が多様化・大規模化する中で、様々な役割が消防団に求められる一方で消防団員数は減少傾向にあり、今後発生が危惧される首都直下地震等の大規模災害等に備えるためにも、消防団員の確保に努めることが必要とされている。

こうした中で、総務省消防庁の通知により、消防団員の処遇改善に向けて全国の自治体が今後取り組むべき事項等が示されたところである。

これを踏まえ、本市においても、消防団員の処遇改善により消防団員を確保することを目的として、その報酬について改めるものである。

〔施策の効果及び影響〕

現行の費用弁償を改め、次のとおり出動報酬として定めるもの

出動区分	現行（費用弁償）	改正後（出動報酬）
火災、風水害	3,000円／1回	8,000円／1日
火災（誤報）	3,000円／1回	4,000円／1日
救難又は救助	3,000円／1回	8,000円／1日
警戒	2,700円／1回	3,500円／1日
訓練	2,700円／1回	3,500円／1日
整備	2,500円／1回	3,500円／1日

〔施行日〕

施行日は、令和4年4月1日とする。

議案第12号 新座市立集会所条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

月曜日を新座市立集会所の固定の休所日とするとともに、ふれあいの家の開所日を週5日から週6日に変更するもの

* 現行では、月曜日が休日に当たる場合は、翌日以後の休日に当たらない最初の日が休所日となる。

〔施行日〕

施行日は、令和4年4月1日とする。

議案第13号 新座市放課後児童保育室条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

東野放課後児童保育室の移転に伴い、同保育室の位置を変更するもの

〔施策の効果及び影響〕

移転により床面積を増加させ、保育室の狭あい化を解消することができる。

〔施行日〕

施行日は、令和4年3月28日とする。

議案第14号 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

医療費の支給に係る所得の制限について、所得の額の計算方法を改めるもの

〔条例改正の背景〕

医療費の支給に係る所得の制限について、条例においては、所得の額の計算方法を児童扶養手当の支給制限（地方税法の非課税所得以外の所得により判定）の例による規定としている。

児童扶養手当法施行令の一部改正により、児童扶養手当の支給制限に関する所得の計算方法が見直され、児童扶養手当の受給資格者が障がい基礎年金等を受給している場合には、地方税法の非課税所得となる公的年金給付等（障がい年金、遺族年金、労災年金等）を含めた上で算出することとなった。

しかしながら、医療費の支給に係る所得の制限については、これまでと同じ計算方法を維持することとして、条例に直接規定するものである。

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第15号 新座市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

老人福祉センター及び第二老人福祉センターの夏季（7月から9月まで）の利用時間を1時間（午後4時から午後5時まで）延長するもの

〔施行日〕

施行日は、令和4年4月1日とする。

議案第16号 新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

- 1 地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

2 国民健康保険税の税率を改定するもの

〔条例改正の背景〕

1 について

地方税法が改正され、世帯内に未就学児がいる場合には、当該未就学児に係る国民健康保険税の均等割について、併せて改正された地方税法施行令に定める基準（10分の5）に従い条例で定めるところにより減額することとなったため、条例の規定を整備するものである。

2 について

本市の国民健康保険税については、埼玉県の方針により、令和6年度に、現行の4方式（所得割、資産割、均等割及び平等割）から2方式（所得割及び均等割）の課税方式に移行することとしている。

令和4年度の国民健康保険税について、この方針に従い医療給付費分（※）の資産割額の税率を引き下げ、被保険者均等割額を増額し、及び世帯別平等割額を減額するもの

※ 国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の三つで構成している。

〔施策の効果及び影響〕

- 1 世帯内の未就学児に係る被保険者均等割額について、10分の5を減額するもの
- 2 医療給付費分（基礎課税額）の税率を次のとおり改定するもの

	現行	改定後
所得割	7.00%	7.00%
資産割	15.00%	10.0%
均等割	19,000円	23,000円
平等割	5,000円	3,000円
限度額	630,000円	630,000円

* 後期高齢者支援金等分及び介護納付金分については、改定なし

〔施行日〕

施行日は、令和4年4月1日とする。

議案第17号 新座市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

大和田二・三丁目地区地区整備計画区域内に設ける新たな地区区分の建築物の制限を定めるもの

〔条例改正の背景〕

大和田二・三丁目地区地区整備計画区域については、A地区からE地区までに区分し、それぞれ建築物の制限を定めている。

A地区の区域内のうち、柳瀬川に隣接する区域について、土地の利用状況の変化を踏まえ、周辺環境への負荷を軽減することを目的として、用途地

域を工業地域から準工業地域に変更するとともに、地区計画及び地区整備計画を変更し、新たにF地区として位置付けることとなった。

このF地区における建築物の制限について、条例に定めるものである。

〔施行日〕

施行日は、令和4年7月1日とする。

議案第18号 新座市下水道条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔条例改正の背景〕

社会全体のデジタル化を推進するため、地方自治法が改正され、地方公共団体の歳入等の納付に関する事務について、現行の指定代理納付者制度（※1）に代えて、指定納付受託者制度（※2）が導入されることとなった。

条例において、公共下水道の使用料の徴収に関し、指定代理納付者制度による納付について規定していることから、これを指定納付受託者制度によるものとして改めるものである。

※1 クレジットカード、電子マネー等の決済手段による歳入の納付を可能とする制度

※2 ※1に加え、スマートフォンアプリ等の決済手段による歳入の納付を可能とする制度

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第19号 新座市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

新座市営大和田ファミリープールを廃止するもの

〔施行日〕

施行日は、令和4年4月1日とする。

【規約変更案件】 ……1件

議案第20号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

〔要旨〕

埼玉県都市競艇組合の名称が埼玉県都市ボートレース企業団に変更されるに伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により議決を経るため提案するもの

〔施行日〕

施行日は、令和4年4月1日とする。

【予算案件】 …… 14件（当初8件、補正6件）

議案第21号 令和4年度新座市一般会計予算

議案第22号 令和4年度新座市国民健康保険事業特別会計予算

議案第23号 令和4年度新座市介護保険事業特別会計予算

議案第24号 令和4年度新座市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第25号 令和4年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計予算

議案第26号 令和4年度新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業特別会計予算

議案第27号 令和4年度新座市水道事業会計予算

議案第28号 令和4年度新座市公共下水道事業会計予算

議案第29号 令和3年度新座市一般会計補正予算（第12号）

議案第30号 令和3年度新座市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第31号 令和3年度新座市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 令和3年度新座市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第33号 令和3年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和3年度新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理
事業特別会計補正予算（第4号）

【人事案件】 ……16件

議案第35号 新座市公平委員会委員の選任について

新座市公平委員会委員谷修氏の任期が、令和4年3月22日で満了になるが、引き続き同人を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により提案するもの

議案第36号 新座市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について

新座市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌまでに掲げる者とするについて同意を得たいので、同条第2号の規定により提案するもの

【制度の内容】

農業委員会の委員の任命に当たっては、農業委員会等に関する法律の規定により、原則として、認定農業者（※）等が委員（14人）の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、区域内における認定農業者が少ない場合であって、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌまでに掲げる者とするにつき議会の同意を得たときについては、この限りでないこととされている。この同意を求めるため、提案するものである。

※ 農業経営基盤強化促進法に基づき、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者で、国や地方自治体から重点的に支援を受けることができる。

議案第37号 新座市農業委員会委員の任命について〔榎本賢治氏・地区推薦〕

〔新座市農業委員会委員の任命（議案第37号から議案第50号まで）について〕

令和4年3月31日で任期が満了となる新座市農業委員会委員の後任として、次に掲げる者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案するもの

榎本賢治氏（再任）、土屋清市氏（再任）、山本孝一氏（再任）、新井昭氏、新井勝彦氏、植竹正幸氏、金子勇氏、清水泰順氏、野島義永氏、矢島文雄氏、高橋遼太氏（再任）、神谷清明氏、岡本和江氏（再任）及び濱中知美氏

議案第38号 新座市農業委員会委員の任命について〔土屋清市氏・地区推薦〕

議案第39号 新座市農業委員会委員の任命について〔山本孝一氏・地区推薦〕

議案第40号 新座市農業委員会委員の任命について〔新井昭氏・地区推薦〕

議案第41号 新座市農業委員会委員の任命について〔新井勝彦氏・地区推薦〕

議案第42号 新座市農業委員会委員の任命について〔植竹正幸氏・地区推薦〕

議案第43号 新座市農業委員会委員の任命について〔金子勇氏・地区推薦〕

議案第44号 新座市農業委員会委員の任命について〔清水泰順氏・地区推薦〕

議案第45号 新座市農業委員会委員の任命について〔野島義永氏・地区推薦〕

議案第46号 新座市農業委員会委員の任命について〔矢島文雄氏・地区推薦〕

議案第47号 新座市農業委員会委員の任命について〔高橋遼太氏・法人推薦〕

議案第48号 新座市農業委員会委員の任命について〔神谷清明氏・法人推薦〕

議案第49号 新座市農業委員会委員の任命について〔岡本和江氏・個人推薦〕

議案第50号 新座市農業委員会委員の任命について〔濱中知美氏・個人推薦〕

【その他】 …… 1件

議案第51号 新座市と所沢市の行政境界に係る道路の管理に関する協議について

新座市と所沢市が重複して市道の認定をした道路について、所沢市と管理の方法を協議するため、道路法第16条第2項ただし書の規定により提案するもの

市道第3049号線は、その一部区間が所沢市道と重複するため、当該重複す

る部分（橋りょう部（大和田・坂之下橋）のうち延長66.3メートル）の管理の方法を協議する。

今回は、平成28年第3回新座市議会定例会において議決された新座市と所沢市の行政境界に係る道路の管理に関する協議について、当該協議に係る市道の廃止及び市道第3049号線の認定を経て、新たに協議するものである（平成28年に議決された協議のうち、橋りょう部に係る管理の方法及び費用負担の割合と同じ内容）。

1 管理の方法

新座市と所沢市が共同して管理する。

2 費用負担

道路の管理に要する費用のうち日常点検、清掃及び路面の応急処置に係る費用は新座市が負担し、修繕に係る費用は新座市及び所沢市が30対70の割合で負担する。

追加を予定する議案（４件）

【予算案件】 ……４件

議案第 号 令和３年度新座市一般会計補正予算（第１３号）

議案第 号 令和３年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別
会計補正予算（第４号）

議案第 号 令和３年度新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整
理事業特別会計補正予算（第５号）

議案第 号 令和４年度新座市一般会計補正予算（第１号）